

建土自第11号
平成21年6月17日

京都市自転車等
駐車対策協議会 会長 様

京都市長 **門川 大作**
(担当 建設局土木管理部自転車政策課)

京都市自転車総合計画の改訂について（諮問）

上記のことについて、下記のとおり諮問しますので、平成22年2月28日までに
答申してください。

記

（諮問事項）

京都市自転車総合計画の改訂について

（諮問理由）

自転車は、手軽で便利な乗り物として、また、環境にやさしい交通手段として市民の日常生活に幅広く利用されています。しかし、利用者の増加やマナーの欠如等の問題から、駅や繁華街等に大量の自転車が放置され、歩行者や車両の安全な通行を妨げるとともに、都市の景観を損なうなど、良好な都市環境を阻害する状況が生じており、大きな課題となっています。

本市では、こうした課題に対応するため、改正自転車法に基づき、自転車の安全かつ快適な利用環境の確保と利用促進に向け、自転車の駐車場所や走行空間の確保に取り組むとともに、自転車の適正な利用を推進し、すべての人にとって安全・快適ですみよいまちづくりの実現を目的とした「京都市自転車総合計画」を、平成12年に策定しました。

これまで、本年度末までの10年間を推進期間としたこの計画に基づき、各種の施策に取り組んできました。その結果、市内における放置自転車は減少するなど一定の効果を上げていますが、これまでの取組状況を踏まえつつ、引き続き、放置自転車問題の解決と適正な自転車利用を進めるための施策を総合的に推進していくことを目的として、現総合計画の改訂を行うこととしました。

つきましては、新たな計画に盛り込むべき内容につき、貴協議会の御意見を「新・京都市自転車総合計画（仮称）（案）」としてお示しいただきたく、ここに諮問します。